

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6－1968号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6－118号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前				
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）				
組織上の区分		職		組織上の区分		職		区分
知事の事務部局	(略)			知事の事務部局	(略)			5 種
	地域振興局	(略)			地域振興局	(略)		
		(略)	新潟地域振興局 新潟港湾事務所 長			(略)	新潟地域振興局 新潟港湾事務所 長 <u>新潟地域振興局 新潟港湾事務所 次長</u>	
		(略)				(略)		
		(略)				(略)		
	(略)				(略)			
(略)			(略)					
備考 （略）				備考 （略）				

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。